

JIS

品質マネジメントシステム－基本及び用語

JIS Q 9000 : 2015

(ISO 9000 : 2015)

(JSA)

平成 27 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	阿 部 隆	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	石 飛 博 之	国立研究開発法人国立環境研究所
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	太 田 秀 幸	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	梶 島 裕美枝	イオン株式会社
	木 村 昌 司	一般社団法人日本建設業連合会
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構 (日本マネジメント システム認証機関協議会)
	新 見 裕 一	公益財団法人医療機器センター
	水 流 聡 子	東京大学
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	矢 野 忠 行	一般財団法人日本品質保証機構 (JIS 登録認証機関協 議会)
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.12.20 改正：平成 27.11.20

官 報 公 示：平成 27.11.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 基本概念及び品質マネジメントの原則	2
2.1 一般	2
2.2 基本概念	2
2.3 品質マネジメントの原則	4
2.4 基本概念及び原則を用いた QMS の構築・発展	8
3 用語及び定義	10
3.1 個人又は人々に関する用語	10
3.2 組織に関する用語	11
3.3 活動に関する用語	13
3.4 プロセスに関する用語	15
3.5 システムに関する用語	16
3.6 要求事項に関する用語	18
3.7 結果に関する用語	20
3.8 データ、情報及び文書に関する用語	23
3.9 顧客に関する用語	26
3.10 特性に関する用語	27
3.11 確定に関する用語	28
3.12 処置に関する用語	29
3.13 監査に関する用語	31
附属書 A (参考) 概念の相互関係及び図示	34
参考文献	48
用語索引 (五十音順)	50
用語索引 (アルファベット順)	54
解 説	58

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Q 9000:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

品質マネジメントシステム—基本及び用語

Quality management systems—Fundamentals and vocabulary

序文

この規格は、2015年に第4版として発行されたISO 9000を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、品質マネジメントシステム(QMS)の基本概念、原則及び用語を示しており、また、他のQMS規格の基礎となるものである。この規格は、より効果的かつ効率的にQMSを実施し、他のQMS規格の価値を実現するために、利用者が品質マネジメントの基本概念、原則及び用語を理解するのに役立つことを意図している。

この規格は、組織がその目標を実現するのを助けるために、確立された品質に関する基本概念、原則、プロセス及び資源を統合する枠組みに基づく、明確に定義されたQMSを示している。この規格は、組織の規模、複雑さ又はビジネスモデルを問わず、全ての組織に適用できる。その狙いは、製品及びサービスによって、顧客及び利害関係者のニーズ及び期待を満たし、満足を達成するという責務及びコミットメントに対する組織の認識を高めることにある。

この規格は、2.2に規定した基本概念を支援する七つの品質マネジメントの原則を含んでいる。2.3には、それぞれの品質マネジメントの原則に対して、各原則の“説明”、組織がその原則に取り組む理由を説明する“根拠”、その原則からもたらされる“主な便益”、及びその原則の適用に際し組織が“取り得る行動”を規定している。

この規格は、この規格の発効時点における、ISO/TC 176(品質管理及び品質保証)によって作成された全ての品質マネジメント規格及びQMS規格、並びにそれらの規格に基づくセクター別QMS規格に適用される用語及び定義を含んでいる。用語及び定義は、概念の順に配列し、巻末には五十音順及びアルファベット順の索引を記載した。附属書Aには、概念の順序を形成する一連の概念の体系図を示した。

注記 ISO/TC 176によって作成されたQMS規格に頻繁に用いられ、かつ、特定の辞書的な意味をもつ幾つかの追加的な言葉の手引は、次のURLに示された用語集にある。

http://www.iso.org/iso/03_terminology_used_in_iso_9000_family.pdf

1 適用範囲

この規格は、次の組織及び人に広く適用できる、品質マネジメントの基本概念及び原則について規定する。

- 品質マネジメントシステムの実施を通して持続的成功を求める組織
- 要求事項に適合する製品及びサービスを一貫して提供するための組織の能力について、信頼感を得よ